

乗合バス上限運賃改定審議資料

道北バス(株) (北海道・道北ブロック)
旭川電気軌道(株) (北海道・道北ブロック)

平成26年1月30日
自動車局旅客課

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	道北バス(株)		旭川電気軌道(株)	
前々回改定実施年月日	平成5年10月1日		平成5年10月1日	
前々回平均値上率	7.1%		5.1%	
前回改定実施年月日	平成9年12月1日		平成9年12月1日	
前回平均値上率	4.9%		5.4%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃	現行上限運賃	申請上限運賃
特殊区間制運賃半区 (うち平成26年4月1日からの 消費税引上げ分)	160円	170円 (-)	160円	180円 ^(※) (-) <small>※実施運賃は 170円</small>
(同上 1区)	170円	190円 (-)	170円	190円 (-)
(同上 1区半)	190円	[2区] 220円 (10円)	190円	[2区] 220円 (10円)
(同上 2区)	200円		200円	
(同上 3区)	220円	240円 (10円)	220円	240円 (10円)
(同上 4区)	240円	260円 (10円)	240円	260円 (10円)
キ口あたり賃率 (同上)	39円00銭	42円50銭 (1円10銭)	31円60銭	34円80銭 (0円80銭)
初乗り運賃 (同上)	150円	160円 (-)	150円	160円 (-)
平均改定率 (同上)	8.9% (2.7%)		10.6% (2.8%)	
申請年月日	平成25年12月6日		平成25年12月10日	
実施予定日	平成26年4月1日			

※運賃改定の申請があった事業者順に記載。

※上記の申請内容は、上限運賃の変更(引上げ)に係るもので、収支改善に係る改定に加え、平成26年4月1日からの消費税引上げに係る改定を併せたものである。

※平成26年4月1日(予定)から実際に利用者から収受する運賃については、本申請の認可を受けた後の上限運賃の範囲内で設定・実施されることになる。

I 事案一覧表

道北バス㈱

○本社:北海道旭川市
 ○経緯:昭和19年11月、政府の企業整備要綱(企業統合)に基づき道北地区22業者を統合し道北乗合自動車株式会社として発足。昭和27年、旭川電気軌道㈱、宗谷バス㈱、沿岸バス㈱に事業の一部を譲渡。昭和30年、名士バス㈱、層雲峡交通㈱に事業の一部を譲渡。
 昭和38年層雲峡交通㈱と合併。
 ○エリア:旭川市、上川総合振興局管内、空知総合振興局管内、留萌振興局管内、石狩振興局管内、宗谷総合振興局管内、十勝総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内、釧路総合振興局管内。10市23町村
 ○エリアの状況:上川総合振興局管内 3市39万9千人(旭川市34.8万人、名寄市2.9万人、士別市2.1万人、)農業を中心とした一次産業により発展してきたところであり、近年の農業の衰退により人口は年々減少傾向にある。

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	平成25年12月6日	道北バス㈱ 代表者 だいじょう しゅういち 大上 修一 資本金 90 百万円 株主	現行 [特殊区間制(旭川市内の特定路線)] 半区160円、1区170円、1区半190円、2区200円、以後1区増すごとに、20円加算。 [対キロ区間制] 基準賃率 39円00銭 2.0 km まで: 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで: 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで: 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで: 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 150円	申請どおり
諮問	平成26年1月	① 松本 神一 ② 旭川食糧(株) ③ 廣野 仁美 ④ 菱田 健二 ⑤ 長尾部品㈱ 免許キロ 1,934.2 キロ 申請地域キロ 1335.3 キロ	申請 [特殊区間制] 半区170円、1区190円、2区220円、以後1区増すごとに、20円加算。 [対キロ区間制] 基準賃率 42円50銭 2.0 km まで: 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで: 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで: 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで: 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 160円	

株保有割合(上位5者)
 ①代表取締役会長 21.5%
 ②取引業者 16.7%
 ③個人株主 7.2%
 ④非常勤 監査役 5.6%
 ⑤取引業者 5.6%
 (以上、56.6%)

[運賃改定の実施時期]
 消費税率引上げ分に係る改定と併せて、平成26年4月1日実施する予定。
 (消費税率引上げ分についても、併せて認可する。)

収入ウェイト: 基準運賃0.796
 初乗運賃0.026
 特殊区間0.178

Ⅱ 査定内容

(道北バス㈱)

1. 申請理由

マイカー普及、運転免許保有者の増加、少子化などの影響による利用者の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化及び平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う運賃改定のため。

過去3年間配当実績なし

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般乗合	146両	79.3%	86.6%
高速バス	6両	7.0%	162.1%
一般貸切	14両	8.7%	119.1%
管理の受委託	両	4.1%	186.3%
その他	—	—	—
全事業		100.0%	94.3%

(2) 配当額 — 千円

(3) 累積欠損 — 百万円
(全事業)

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

特殊区間制	17.8%
対キロ区間制	82.2%
合計	100.0%

3. 前回改定

平成9年12月1日
平均値上率 4.9%

〔都市間高速バス(高速バス事業)〕

名寄～札幌：ウェイト4.4% (収支率159.7%)
紋別～札幌：ウェイト2.6% (収支率186.7%)
遠軽～札幌：ウェイト1.1% (収支率114.6%)
※他、上限運賃による都市間高速バス5系統

収入ウェイト: 基準運賃0.796
初乗運賃0.026
特殊区間0.178

前回改定は、今回同様、収支改善と消費税率引上げに伴うもの。

- ・基準賃率 37円20銭→39円00銭(4.8%)
- ・初乗運賃 140円→150円(7.1%)
- ・特殊区間 150円から以後10円ずつ加算(5.3%)

○本社:北海道旭川市
 ○経緯:大正15年の設立以来、軌道業による旅客輸送を昭和47年まで営業。昭和7年より自動車旅客輸送業を開始し現在に至る。
 地域の発展と生活基盤を守るという使命は 創業以来の当社の使命。
 ○営業エリア:北海道旭川市(人口349千人)、上川郡東川町(人口8千人)、東神楽町(人口10千人)
 ○エリアの状況:札幌市に次ぐ北海道第2の都市である旭川市は、人口約35万人であるが近年、人口が減少に転じてきている。しかし世帯数は微増ながら増加しており、核家族化、郊外地域へのドーナツ化現象が進行している。65歳以上の人口が28%と非常に高く少子化も進行している。中心市街地の空洞化が懸念されており、当社の主要な路線は中心部への動線を確保するものが多くバスの乗車人員が減少してきている。取川町は旭川のベッドタウン化の住宅開発は進んでいるが、全体的には過疎化現象となっている。東神楽町は旭川市との境界地域の住宅造成が進み、北海道内では数少ない人口増加の自治体であるがバス利用者の増加には至っていない。
 1月の平均最高気温はマイナス4度、年間降雪量700ミリと冬期の寒さ、降雪は厳しく、バス需要は冬期で大きくなる。しかし、市街地では交通渋滞等が激しくなり、バス運行には支障を来すことも多い。高校などが通学用スクール便の運行も増えており、

I 事業一覧表 旭川電気軌道㈱

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請	平成25年12月10日	旭川電気軌道㈱ 代表者 とよしま ひろみち 豊島 弘通	[特殊区間制(旭川市内の特定路線)] 半区160円、1区170円、1区半190円、2区200円、以後1区増すごとに、20円加算。 [対キロ区間制] 現行 基準賃率 31円60銭 2.0 km まで: 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで: 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで: 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで: 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分: 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 150円	申請どおり
諮問	平成26年1月	株主 ① 光陽商事㈱ ② (有)旭友リース ③ (有)上川商事 ④ (有)エルヴ ⑤ 豊島 弘通		
		資本金 357 百万円		
		株保有割合(上位5者) ①取引業者 15.2% ②取引業者 14.9% ③取引業者 14.9%		
		免許キロ 303.2 キロ	申請 基準賃率 34円80銭 2.0 km まで: 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで: 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで: 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで: 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分: 基準賃率の 0.70 倍 初乗運賃 160円	
		申請地域キロ 303.2 キロ		

[運賃改定の実施時期]
 消費税率引上げ分に係る改定と併せて、平成26年4月1日実施する予定。
 (消費税率引上げ分についても、併せて認可する。)

収入ウェイト: 基準運賃0.265
 初乗運賃0.004
 特殊区間0.731

Ⅱ 査定内容

(旭川電気軌道(株))

1. 申請理由

マイカー普及、運転免許保有者の増加、少子化などの影響による利用者の減少に加え、燃料費の高騰による収支悪化及び平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う運賃改定のため。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般乗合	169両	63.5%	95.9%
一般貸切	19両	7.4%	87.0%
その他	—	29.1%	154.0%
全事業		100.0%	112.0%

(2) 配当額 35,700 千円

(3) 累積欠損 - 百万円
(全事業)

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

特殊区間制	73.1%
対キロ区間制	26.9%
合計	100.0%

収入ウェイト: 基準運賃0.265
初乗運賃0.004
特殊区間0.731

3. 前回改定

平成9年12月1日

平均値上率 5.4%

前回改定は、今回同様、収支改善と消費税率引上げに伴うもの。

- ・基準賃率 30円10銭→31円60銭(5.0%)
- ・初乗運賃 140円→150円(7.1%)
- ・特殊区間 150円から以後10円ずつ加算(5.3%)